

川崎市市民活動支援指針改訂検討委員会委員委嘱式
第1回川崎市市民活動支援指針改訂検討委員会 議事録

- 日 時 平成26年1月8日(水) 15:00~17:25
- 場 所 中原区役所
- 出席委員 名和田委員、徳田委員、新井委員、庄嶋委員、廣岡委員、福森委員、落合委員、末吉委員、櫻井委員、酒井委員
(以上委員10名全員出席、廣岡委員及び末吉委員は都合により途中退席)
- 事務局 砂田副市長
市民・こども局：加藤局長、三橋市民生活部長
市民・こども局市民協働推進課：豊村課長、小林担当課長、平井係長、海津担当係長、三田村主任
- 関係者 総合企画局企画調整課：藤井担当係長(中村部長代理)
総合企画局自治政策部：長澤担当課長、鴻巣担当係長
- 傍聴者 0名
- 配布資料 資料1 川崎市市民活動支援指針改訂検討委員会設置要綱
資料2 川崎市市民活動支援指針改訂検討委員会について
資料3 市民活動支援施策の推進 ~川崎市市民活動支援指針の改訂について~
資料4-1 市民活動等支援施策推進会議 検討内容について
資料4-2 公共の担い手支援 検討内容
資料5 市民活動支援に関連する定義及び検討の方向性について
資料6 第2回委員会、第3回委員会(「(仮称)市民活動支援フォーラム」)について
参考資料(「川崎市市民活動支援指針」(平成13年9月)、「市民活動センターの開設に向けて(提言)」(平成14年11月)、「市民活動の活動資金の確保に向けて(提言)」(平成15年11月)、「市民活動の評価に向けて(提言)」(平成17年12月)、「市民活動の人材育成と情報の共有化に向けて(提言)」(平成19年3月)、「川崎市における市民活動支援施策に関する検証(報告書)」(平成19年12月)、「協働型事業の推進に関する検証について(報告書)」(平成22年3月)、「川崎市における市民活動支援拠点に関する検証(報告書)」(平成24年3月)、リーフレット「NPOってなんだろう?」、リーフレット「NPO法人の認定・条例指定って?」)
各委員自己紹介資料
-

第1回川崎市市民活動支援指針改訂検討委員会

1. 委員長、副委員長選出について

- ・事務局の司会にて進行。
- ・事務局より資料1を説明。
- ・事務局より本日の配布資料の確認。

(1) 委員長、副委員長選出

- ・委員会設置要綱第4条に基づき、委員の互選により選出することになっているので、委員長、副委員長への立候補を委員に求めたが、立候補者はなかった。そのため、事務局より委員長に学識者として本日のような会議経験が豊富であることから、委員長に名和田委員、副委員長に徳田委員を提案した。
→ 委員全員により了承された。

(2) 委員長、副委員長あいさつ及び委員自己紹介

- ・名和田委員長、徳田副委員長からあいさつ及び各委員より自己紹介が行われた。
- ・事務局の紹介を行った。

2. 検討事項及び今後のスケジュールについて

- ・名和田委員長の司会にて進行。
- ・事務局より委員会設置要綱第7条に基づき、関係者として市民活動支援指針に深い関係がある総合企画局企画調整課、総合企画局自治政策部の担当者を委員会に出席させることを提案した。
→ 委員全員により了承された。

(1) 市民活動支援指針改訂検討委員会について

- ・事務局より資料2を説明。
- ・名和田委員長より委員会設置要綱第6条に基づき、小委員会の設置を提案した。
→ 委員全員により了承された。
- ・事務局より委員会設置要綱第6条に基づき、小委員会の委員について、学識者である名和田委員長、徳田副委員長、助成金制度について詳しい庄嶋委員、市民活動団体のスタッフとして地域の市民活動団体の支援を行っている廣岡委員、川崎市の市民活動の中間支援組織であるかわさき市民活動センターの職員である福森委員（以上5名）を提案した。
→ 委員全員により了承された。

〈質疑〉

庄嶋委員 : 議事録の書式について一定のルールはあるのか。

事務局 : 総務局が会議公開ハンドブックをまとめている。議事録については事前に各委員に確認したうえで公開する。

庄嶋委員 : 発言者名は記載するのか。

事務局 : 市民活動推進委員会では委員の同意を得て、名前まで入れていた。

名和田委員長：第1回の議事録は名前を入れさせていただきたいが、どうか。

庄嶋委員：差し支えなければ名前を入れた方が良くと思う。色んな自治体に関わっているが、他ではやっていないすばらしい議論があったときに、どこの誰か分からない発言になるのは良くないと思う。素晴らしい発言をしたということが載っている方が発言のしがいがあると思う。

櫻井委員：私も問題ないと思う。

名和田委員長：市長に委嘱されて委員を担当するので、発言者名を記載するのが通常だと思う。

事務局：会議録の一部非公開、全部非公開があると思うが、非公開とした場合は、非公開とした理由が正当な理由であることを示すために、非公開にした理由を会議録に残す必要がある。本委員会は会議が公開され傍聴可能となっているので、あらかじめ非公開にする場合、事前に傍聴もできないようにしないといけない。本日も川崎市審議会などの公開に関する条例と同条例施行規則に基づき進めている。

徳田副委員長：若干気になるのは個人に関わる発言が出た場合である。市民活動事業者の場合は、ある程度複数もしくは個人で活動する人がいるので、市民活動の実態を取り上げるときに個人が特定できるような場合は微妙だと思う。

事務局：個人が特定できるような発言や、事業者情報の中でも秘密にしておくべきことなどについては配慮が必要と考えている。

名和田委員長：助成金の審査は非公開なのか。

福森委員：助成金の審査内容は原則非公開である。

名和田委員長：発言者名を記載した議事録を作成することに決定し、不都合があれば、委員長、副委員長に相談いただいて調整することにしたい。差し障りがあれば言ってほしい。

庄嶋委員：傍聴者があった場合にしないでほしいことなどのルールはあるのか。

事務局：発言したり、委員の発言に賛成の意を表すように拍手をしたり、逆に反対のヤジを飛ばしたりすることはしてはいけないことになっている。

庄嶋委員：こういうテーマのときは心配ないが、最近は多少そういうことが起こりがちなので、いざというときの対処は考えておいてほしい。

新井委員：委員会は市民にはどのような方法で公開するのか。

事務局：会議の公開については、ホームページにて情報発信する。また、今後会議の進捗状況については随時ホームページ等で発信していく。

新井委員：市政だよりなど紙媒体では発信しないのか。

事務局：フォーラムや何らかの体系ができたという折を見て、市政だよりなどの紙媒体で発信していくことは考えている。

名和田委員長：日程調整の様子をみると、紙媒体はスケジュール的に間に合わないのではないかと。

事務局：市政だよりは紙面の場所をとるのが大変なので、なかなか委員会の全てを載せることはできない。フォーラムなどの特別な場合があれば紙面の場所は取れる場合がある。委員長の言うとおり、スケジュール的にも難しい。

名和田委員長：会議の公開については、昔は自治体によって非常にピリピリしているところがあった。傍聴者には、傍聴者のルールをご覧いただいて、傍聴していただくことになる

が、これまでの私の経験では大きな支障はなかった。

関係者（自治政策部長澤担当課長）：資料 2 の 3～6 頁、委員会の開催予定回数、最後の 6 ページのスケジュールが示されているが、12 月の市議会定例会において「新たな総合計画」に関するやりとりがあり、市長からは「なるべく早い時期に策定することが望ましい」という見解と、「平成 26 年度の早い時期に当面の作業方針を示す」という具体的スケジュールを表明したところである。本日の配布資料はそういったことが反映されていないものであり、特に平成 26 年度に入ってから開催回数、時期、おおまかな内容として示した議題については、当初案とは違うものになる可能性があることをお含み置きいただきたい。

(2) 市民活動支援指針の改訂について

- ・事務局より資料 3 を説明。

〈質疑〉

櫻井委員 : 昨年末の福田市長の市政演説の中で協働のまちづくりなどいろんなところでボランティアという言葉が多く出てきた。市長から出てくる施策の影響は受けないのか。

事務局 : 市長の公約の中で具体的に出てきたのは有償ボランティアという表現である。ボランティアをやっている人からいうと、そもそもボランティアは見返りを得ないものなので、無償と有償は相反するという意見もある。趣旨としては、シニア世代が地域に貢献できるような仕組みづくりと理解している。市民活動支援に限らず、教育や環境など様々な分野にまたがった整理が必要で、今後行政内部でも総合的に調整していくことになる。委員会の中で有償ボランティアを整理するかというとなかなか難しいと思う。

櫻井委員 : シニアボランティアという制度をどう位置づけるか。それが有償か無償かは関係ない。川崎市はもともと電子立国の都市なので、そういうシニア世代は多い。シニア世代をどう市民活動に巻き込んでいくのかも支援策のひとつだと思う。そこは議論しないといけないと思う。

名和田委員長 : コミュニティビジネスなどここ 10 年めざましいので、そういうところも市民活動の面から積極的に議論したい。ここで議論したことがうまく行政側においても受け入れられるように、行政内部でぜひ丁寧に調整をお願いしたい。我々はざっくりばらんに知恵を集めていけばいい。

徳田副委員長 : 指針改訂のときに支援策の見直しもセットで考える必要があると思う。指針の中で中間支援組織とあるが、単に現行支援策を整理するだけでなく、指針は継続しながら中身を相当変えていかなければいけない。それでなおかつ施策がついてくる。現実的にどういう形にするかを想定しながら議論を進めなければいけない。

事務局 : 市民活動を進めるうえでの基本的な柱となる活動資源として全国的にも人材育成、資金の確保、活動の場、情報の共有という 4 つの柱はよく言われていて、これから

も必要ではないかと考えている。それ以上にこういった柱もあるべきではないかという方向性をこの場で議論していただくものと考えている。具体的な支援策については、指針改訂が終わった後に設置されることが想定される市民活動推進委員会などで議論が必要と考えている。本委員会では細かな施策のメニューまでなかなか議論できないと思っている。

廣岡委員 : 指針でいう4つの柱を充実させる中で、新しい時代状況の変化に合わせてつくっていくことになると思っている。民主党政権では「新しい公共支援事業」があったが、公共の担い手をどう育てていくかということを考えていく上でどういう支援が必要かを考えていくことになると思う。現段階では改訂によってできあがるもののイメージがはっきりしない。

名和田委員長 : 「新しい公共」は今の政権では「共助社会」と言っている。公共の担い手は民主党政権のときだけでなく、もっと前から使われてきた。語句の使用については、今の世の中に通用しつつ、ちゃんと表現されるようなものを考えていくのも検討課題かと思う。

徳田副委員長 : 国と自治体の役割分担が必要だと思う。ソーシャルビジネスや人材育成において、国の育成事業とぶつかることが多い。どうして整理してくれないのか。境界線がはっきりしていない。我々が川崎市と協働でやってきたことが内閣府でも同じような事業をやっていたりする。同じ目的を果たしているのに、双方の事業で足を引っ張り合うという困った状況にある。国と地方自治体との整理が大事かと思う。

(3) 市民活動等支援施策推進会議 検討内容について

・事務局より資料4-1を説明。(資料4-2は時間の都合上説明を省略)

〈質疑〉

名和田委員長 : どのようなメンバーで議論したのか。

事務局 : 18局・区、21名の構成員で議論した。

新井委員 : 官の責任はどこまで押えればよいか。例えば、障がい児・者の施策、子ども、子育て、保育園の問題についても感じている。公的な責任をどこまで踏まえた上で、公と民、公共的な活動の領域をイメージしてきたのか。論議がなされたのであれば、教えてほしい。

資料中「公益的・公共的な活動領域」とされている中に、行政、事業者、市民活動団体などで分かれているが、私の所属する団体は市民活動団体でもあり、事業者でもある。川崎市がやっている障がい者支援の事業を指定管理・委託などを受けて事業を行い、その事業から出る収益で団体を運営している。中途半端な性格である。そういう事業者の側面でも、ステップアップが必要であると考えている。例えば、事業が拡大すれば働く人が多くなる。働く人の中にはシニア世代も多いが、若い世代もいる。いろんな所で就労が難しいということで、若い人たちが福祉の分野に入ってきてくれている。実際には若い人たちが食べていけない、結婚して所帯

を持つようことができない状況で働いてもらっていて、有償ボランティアのような形になっている。今のような事業形態では十分な給料の支払いができないという矛盾を抱えている。ただ働く人が増えれば、労働基準法も適用され、若い人の生活保障も必要。去年は就労規則を労働基準監督署の指導でつくった。今年の課題は社会保険、雇用保険などで悩んでいるところ。なぜ市民活動団体と事業者を分けて考え、市民活動団体についてはステップアップや援助が必要と考えた、その分け目をどう論議したのか。それがわかれば教えてほしい。

名和田委員長：今の話はこの委員会で中心的に議論する内容だと思う。

事務局：官の責任については、非常に重要と考えているが、責任論は議論していない。

市民活動団体や事業者は主体として掲げていて、事業者は企業をイメージした。市民活動団体は多くのNPOが市や民間から委託を受けて事業をやっているという実態は十分認識している。ここで描きたかったのは公益活動が以前より盛んに行われてきている中で市民活動を取り巻く環境の中でまだまだ課題がたくさんあるのではないかということで、支援のあり方を整理していくために、ステップアップをイメージして、体系化していくことが重要ではないかという議論をした。

徳田副委員長：単純に市民活動団体といっても、始まった当初とは違い、NPOひとつとっても、いろいろなNPOがある。法人格もあれば任意もある、小規模な場合、他の地域に出ていく場合、自治会からできた場合、ソーシャルビジネス的な場合などなそれらをひとつに括って市民活動団体というのはちょっと器が小さい。もう少し定義づけるなど多様なNPOのあり方があることを踏まえておかなければいけないと思う。

名和田委員長：定義については非常に中心の問題だと思っている。市民活動として出発し、専門性が高まると、通常の事業者とどう違うのかということになりかねない。どこが違うかということ、市民活動的な根っこを持っているということだが、それでいいのか。市民側から考えても悩ましい。私はそういうことから市民的専門性という言葉を考えてが、あまり受けなかった。説明が難しい。

(4) 市民活動支援に関連する定義及び検討の方向性について

- ・事務局より資料5を説明。

〈質疑〉

徳田副委員長：「多くの共感を得ながら」とあるが、やや主観的な表現で不思議な感じがするが、具体的にどのようなことを想定しているのか。

事務局：分かりやすく言うと、市民や企業からの寄付が考えられる。具体的なものとしては、市民ファンドやNPO法人の認定制度があると思う。

廣岡委員：私たちは昨年かわさきサポート基金を新しい公共支援事業でやったときに、神奈川県の実業自体がNPO認知度向上事業という枠の中だった。共感を得るということがその事業の中では謳われていた。どちらかということ、認知度向上と言った方が分かりやすいのではないかと。共感を得るというのは神奈川県の実業の中で大きく取り上

げられていたが、誰からどのような共感を得るのかということが分かりにくいと感じた。

事務局 : ひとつの考え方として、寄付を得るために自分たちがやっている活動に関する共感を得ると、寄付が増えるということになる。官が市民活動に対して色々と規制するより、規制しない代わりに、一般市民が市民活動団体の活動を見ることによって、その活動が社会に貢献しているから、寄付しようという共感を得ることにつながる。役所がお墨付きを与えるのではなく、一般市民が市民活動団体に公共性があることを判断することによって、寄付が増えたり、寄付に限らない団体に対する支援、認知度や理解が高まったり、ひいては寄付が増えるということをイメージしている。

名和田委員長 : 市民活動は先進的かつ改革的なものなので、最初は支持してくれる人が少ないが、それでもがんばってやっていると、よくよく考えると本当に必要だったということをして社会の多数が認識して寄付をする、もしくは場合によっては法律上の制度になっていく。ダイナミックな動的プロセスの中で今話を捉える必要があると思う。最初からみんなが支持してくれるものであれば、初めから行政施策になるはず。

庄嶋委員 : 公益的と公共的という言葉が並列で書かれているが、それぞれ意味が違う。今のところ、どちらかという、中心的に議論されているのは公益的の方で不特定かつ多数の利益になるということでは分かりやすい。公共的は非常に良く使うが、分かりにくい。私はその分かりにくさを講演会などで説明するが、公共的の反対は私的。それを別の言い方で言うと、自助、共助、公助でこれらの言葉が使われるようになってきたが、それぞれに助がつく。自助は自ら助けることだが、共助・公助は助け合うことだと思う。公共はまとまった言葉として使うことが多いが、公的な助け合いが公助、共的な助け合いが共助として、別のものとしてあって、主に市民活動が行っているのは共的な部分のことで、制度化されていない、気持ちでやる部分。寄付など、強制されているわけでもなく、自分の気持ちで応援することで、ボランティアはそれを労力と言う方で提供しようということ。公的な方は、別の言い方をすると、自発の反対だとすると制度的。法律や条例で決まったことなので、気持ちがあろうがなかろうが、それに従わなければいけないということ。そういう仕組みとして整えて、気持ちで出すか出さないかではなくて、例えばあなたの所得に応じてこれだけもらうということだが、行政的な仕組みや社会保険の仕組みとかで必要な部分ではある。一般的には公共的でまとめられるが、市民活動を市民が支える部分で言うと、もっと厳密に言うと共的な部分をどうやって強めていくか。事業仕分けは制度でやる部分、自発でやる部分、自分でやる部分を切り分けるということだが、考えると深い話である。並列に書いておいてもいいが、物事の本質はここにあると思う。

名和田委員長 : 次回からは委員から発表いただくこともあるかと思っている。普段の経験をもとに色々言いたいところだが、次回以降の議論に活かしていきたい。

酒井委員 : 市民活動は全国的、世界的なことと捉えることもできるが、川崎市内の市民活動と言って地域限定型だと思うので、活動する主体が川崎市民で自分たちの地域の

課題を自分たちで解決するという思いを持つことが第一的なものではないかと思う。この中でサービスする側の方ばかり議論されているが、川崎市で行うからにはサービスを受ける人も川崎市民でまずはそこから出発していくものではないかと思う。新井委員が最初に言われていた官の責任にもつながるが、自助、互助、共助、公助の4つが今すごく言われていて、流れとして自助の先には共助、共助の先には公助があるなど、最終的にはちゃんと公もいる、でも個人も尊重されるという安心感がほしいのではないかと思う。

名和田委員長：そういうイメージを活かせる公共の定義は何なのかとかそういうことを議論していくことになると思う。今日はいただいたご意見に含まれる様々なことを事務局で整理して、次回の進め方を考えたいと思う。

3. その他

(1) 第2回委員会、第3回委員会（「(仮称) 市民活動支援フォーラム」）について

・事務局より資料6を説明。

→ (仮称) 市民活動支援フォーラム案について、了承された。

(仮称) 市民活動支援フォーラムの第2部パネルディスカッションへの参加を予定している、途中退席した廣岡委員、末吉委員については後日事務局より確認する。

以 上